

○弘前市附属機関設置条例（平成26年3月20日弘前市条例第2号）

弘前市附属機関設置条例

平成26年3月20日
弘前市条例第2号

改正	平成26年6月30日弘前市条例第31号	平成27年3月19日弘前市条例第4号
	平成27年3月19日弘前市条例第13号	平成27年3月19日弘前市条例第15号
	平成27年3月19日弘前市条例第17号	平成27年7月6日弘前市条例第25号
	平成27年9月29日弘前市条例第40号	平成27年12月21日弘前市条例第51号
	平成28年3月18日弘前市条例第9号	平成28年3月18日弘前市条例第10号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

本条…一部改正〔平成26年条例31号〕

(設置)

第2条 市に附属機関を設置し、その名称、担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては教育委員会。農業委員会に設置する附属機関にあっては農業委員会）が委嘱又は任命する。

本条…一部改正〔平成27年条例51号〕

(職務権限)

第4条 別表に掲げる附属機関は、同表の担任する事務の欄にそれぞれ定める事務について調停、審査、審議又は調査等を行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市規則、教育委員会規則及び農業委員会規則で定める。

本条…一部改正〔平成27年条例51号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年弘前市条例第21号）
- (2) 弘前市特別職報酬等審議会条例（平成18年弘前市条例第37号）
- (3) 弘前市社会福祉問題対策協議会条例（平成18年弘前市条例第99号）
- (4) 弘前市予防接種健康被害調査委員会条例（平成18年弘前市条例第125号）
- (5) 弘前市都市公園管理審議会設置条例（平成18年弘前市条例第151号）
- (6) 弘前市総合計画審議会条例（平成19年弘前市条例第1号）
- (7) 弘前市農政審議会条例（平成19年弘前市条例第7号）
- (8) 弘前市自治基本条例市民検討委員会条例（平成24年弘前市条例第3号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている機関は、この条例により設置された機関となり、同一性を持って存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第3条の規定により委員に委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、別表の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成26年6月30日弘前市条例第31号）

(施行期日)

資料 1

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)
- 2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則（平成27年3月19日弘前市条例第4号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。（後略）
附 則（平成27年3月19日弘前市条例第13号）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)
- 2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則（平成27年3月19日弘前市条例第15号）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、同項の規定によりなお従前の例により在職する教育長及び教育委員会の委員長については、第1条の規定による改正後の弘前市職員定数条例（第1条の改正規定を除く。以下同じ。）、第2条の規定による改正後の弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例、第3条の規定による改正後の弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例、第4条の規定による改正後の弘前市特別職の職員の給料等に関する条例、第5条の規定による改正後の弘前市職員等の旅費に関する条例、第6条の規定による改正後の弘前市特別職の職員の退職手当支給条例及び第8条の規定による改正後の弘前市附属機関設置条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の弘前市職員定数条例、第2条の規定による改正前の弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例、第3条の規定による改正前の弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例、第4条の規定による改正前の弘前市特別職の職員の給料等に関する条例、第5条の規定による改正前の弘前市職員等の旅費に関する条例、第6条の規定による改正前の弘前市特別職の職員の退職手当支給条例、第8条の規定による改正前の弘前市附属機関設置条例及び第9条の規定による廃止前の弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
附 則（平成27年3月19日弘前市条例第17号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。
附 則（平成27年7月6日弘前市条例第25号）
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)
- 2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則（平成27年9月29日弘前市条例第40号）
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)
- 2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成27年12月21日弘前市条例第51号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条中弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）第1条、別表第2（

「たばこの健康被害防止対策協議会の委員」
を

「たばこの健康被害防止対策協議会の委員
農業委員会委員選考委員会の委員」
に、

「市立郷土文学館運営委員会の委員」
を

「市立郷土文学館運営委員会の委員
農地利用最適化推進委員選考委員会の委員」
に改める部分に限る。）及び別表第3の改正規定並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日弘前市条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（準備行為）

2 第11条の規定による改正後の弘前市附属機関設置条例の規定に基づき設置される弘前市行政不服審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月18日弘前市条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
弘前市総合計画審議会	総合計画並びに地方版総合戦略の策定及び変更等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民	24人以内	4年
弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会	弘前圏域定住自立圏共生ビジョンの策定及び変更等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 弘前圏域定住自立圏共生ビジョンの取組内容に関連する団体等を代表する者 (3) 公募による市民	20人以内	委嘱の日から翌年度の末日まで
弘前市第三	第三セクターの経営状況及	(1) 学識経験のある者	4人以内	2年

資料 1

セクター評価委員会	び業務執行状況等の点検評価に関すること。	(2) 会計専門家 (3) 法律専門家等 (4) 企業経営者		
弘前市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料の額並びに市長等の退職手当の額に関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 公共的団体等を代表する者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	10人以内	委嘱の日から審議等の終了まで
弘前市行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	学識経験のある者	5人以内	3年
弘前市情報公開・個人情報保護審査会	弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）又は弘前市個人情報保護条例（平成18年弘前市条例第20号）の規定により決定した開示決定等に対する審査請求等に関すること。	学識経験のある者	5人以内	2年
弘前市まちづくり1%システム審査委員会	(1) 弘前市市民参加型まちづくり1%システム（以下「1%システム」という。）の制度に関すること。 (2) 1%システムの対象事業の審査に関すること。 (3) 1%システムの適正化に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	15人以内	2年
弘前市男女共同参画プラン懇話会	弘前市男女共同参画プランに関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 公募による市民	5人以内	委嘱の日から平成28年度末日まで
弘前市社会福祉問題対策協議会	社会福祉施策全般における諸問題に関すること。	(1) 市議会の議員 (2) 知識経験のある者 (3) 公共的団体等を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 公募による市民	15人以内	2年
弘前市成年後見支援協議会	(1) 成年後見制度の活用のための情報交換及び関係機関の連携に関すること。 (2) 成年後見制度の活用に関する諸課題の検討に関すること。 (3) 市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の活用に関すること。 (4) 市民後見に関すること。	(1) 司法関係者 (2) 医療関係者 (3) 社会福祉関係者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市の職員	12人以内	2年

	(5) その他成年後見制度等に関する事。			
弘前市地域自立支援協議会	(1) 困難事例への対応のあり方に関する事。 (2) 相談支援事業の運営に関する事。 (3) 地域の関係機関による連携体制の構築等に関する事。 (4) その他障害福祉に関する事。	(1) 相談支援事業者 (2) 障害福祉サービス事業者 (3) 保健・医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 企業関係者 (6) 高齢者介護関係者 (7) 障害者団体関係者 (8) 権利擁護関係者 (9) 学識経験のある者 (10) 関係行政機関の職員 (11) その他市長が必要と認める者	22人以内	2年
弘前市少年相談センター運営協議会	弘前市少年相談センターの運営に関する事。	(1) 関係団体を代表する者 (2) 関係行政機関の職員	20人以内	2年
弘前市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項による再調査に関する事。	(1) 法律関係者 (2) 保健・医療関係者 (3) 教育関係者 (4) 社会福祉関係者 (5) その他市長が必要と認める者	5人以内	委嘱の日から調査等の終了まで
弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会	弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する事。	(1) 学識経験のある者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 介護保険被保険者を代表する者 (5) 公募による市民 (6) その他市長が必要と認める者	16人以内	委嘱の日から計画策定等年度の末日まで
弘前市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送を行うための登録の申請等に関する事。	(1) タクシー事業関係者 (2) 福祉有償運送を利用する立場にある者 (3) 青森運輸支局長の指名を受けた職員 (4) 福祉有償運送事業関係者 (5) 学識経験のある者 (6) 市の職員 (7) その他市長が必要と認める者	10人以内	2年
弘前市養護老人ホーム入所判定会議	養護老人ホームへの入所措置等に係る要否の判定に関する事。	(1) 養護老人ホームを代表する者 (2) 市の嘱託医師 (3) 市の職員(前号に掲げる者を除く。)	5人以内	1年

資料 1

弘前市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく予防接種等による健康被害の適正かつ円滑な処理に関すること。	(1) 弘前市医師会の推薦を受けた医師 (2) 青森県知事の推薦を受けた専門医師 (3) 弘前保健所長 (4) 市の職員 (5) その他市長が必要と認める者	10人以内	委嘱又は任命の日から審議等の終了まで
弘前市たばこの健康被害防止対策協議会	たばこの健康被害防止対策の推進に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 保健・医療関係者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 公募による市民	12人以内	2年
弘前市農業委員会委員選考委員会	農業委員会の委員候補者の選考を行うこと。	(1) 学識経験のある者 (2) 農業関係団体が推薦する者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	10人以内	3年
弘前市都市計画マスタープラン検討会議	都市計画に関する基本的な方針の検討に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 公共的団体等を代表する者 (3) 公募による市民	15人以内	委嘱の日から基本方針の策定又は変更まで
弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会	歴史的風致維持向上計画に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 重要文化財建造物等の所有者等 (3) 青森県の職員 (4) 公共的団体等を代表する者 (5) 公募による市民 (6) 市の職員	15人以内	2年
弘前市都市公園管理審議会	都市公園の運営及び管理に関すること。	(1) 市議会の議員 (2) 知識経験のある者 (3) 関係団体の長の推薦を受けた者 (4) 公募による市民	16人以内	2年
弘前城跡本丸石垣修理事業委員会	弘前城跡本丸石垣修理事業に関すること。	知識経験のある者	8人以内	4年
弘前城跡本丸石垣発掘調査委員会	弘前城跡本丸石垣修理事業に伴う発掘調査に関すること。	知識経験のある者	6人以内	4年
弘前城跡整備指導委員会	弘前城跡の整備に関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 関係団体の長の推薦を受けた者	8人以内	4年
弘前市吉野町瓦倉庫・吉野町緑地の整備に関する	吉野町の瓦倉庫及び土淵川吉野町緑地の整備に関する	(1) 知識経験のある者 (2) 関係団体の推薦を受	15人以内	委嘱の日から審議等の

緑地整備検討委員会	重要事項に関すること。	けた者 (3) 公募による市民		終了まで
弘前市上下水道事業経営審議会	上下水道事業の経営に係る重要事項に関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 各種団体の長の推薦を受けた者 (3) 公募による市民	10人以内	2年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
ひろさき教育創生市民会議	教育の振興に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 教育関係団体の推薦を受けた者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募による市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	40人以内	2年
弘前市いじめ防止等対策審議会	(1) いじめ防止対策推進法（以下この項において「法」という。）第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。 (2) 法第28条1項の規定による調査に関すること。 (3) その他法第2条第1項に規定するいじめに係る重要事項に関すること。	(1) 法律専門家 (2) 医療関係者 (3) 教育関係者 (4) 心理学の学識経験者 (5) 児童福祉関係者	5人以内	2年
弘前市立小・中学校通学区域改編協議会	通学区域の新設、改廃等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 教育関係団体の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	12人以内	委嘱の日から審議等の終了まで
弘前市学校給食審議会	学校給食に関すること。	(1) 弘前地区小学校長会会長の推薦を受けた者 (2) 弘前市中学校長会会長の推薦を受けた者 (3) 弘前市連合父母と教師の会会長の推薦を受けた者 (4) 弘前市学校給食主任会会長の推薦を受けた者 (5) 弘前市学校保健会会長の推薦を受けた者 (6) 弘前市学校薬剤師会会長の推薦を受けた者 (7) 青森県中南地域民局地域健康福祉部保健総室長の推薦を受けた者	15人以内	委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日まで

資料 1

		(8) 学識経験のある者 (9) 農業関係団体を代表する者 (10) 公募による市民		
弘前市教育支援委員会	市内に住所を有する就学予定者及び市が設置する小学校又は中学校に転学し、又は在学する者のうち障がいがある、又は疑われる者に係る教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等に関すること。	(1) 医師 (2) 市立小学校又は中学校の教員 (3) 特別支援学校の職員 (4) 青森県弘前児童相談所の職員 (5) 学識経験のある者又は関係行政機関の職員 (6) 市の職員 (7) その他教育委員会が必要と認める者	20人以内	2年
史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会	史跡津軽氏城跡堀越城跡の整備に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 地元町会を代表する者 (3) 市の職員	12人以内	2年
史跡大森勝山遺跡整備指導委員会	史跡大森勝山遺跡の整備に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 地元町会を代表する者	8人以内	2年

3 農業委員会の附属機関

弘前市農地利用最適化推進委員選考委員会	農地利用最適化推進委員候補者の選考を行うこと。	(1) 農業関係団体が推薦する者 (2) 農業委員会の委員 (3) 公募による市民 (4) その他農業委員会会長が必要と認める者	14人以内	3年
---------------------	-------------------------	---	-------	----

本表…一部改正〔平成26年条例31号・27年4号・13号・15号・17号・25号・40号・51号・28年9号・10号〕